

石川県公報

令和4年6月24日(金曜日)

号 外

(第58号)

目 次

条 例			
○知事の給与の特例に関する条例	(人 事 課)	1	○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町支援課) 9
○石川県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	2	○石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医療対策課) 10
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	4	○ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例 (環境政策課) 10
○石川県核燃料税条例	(同)	5	

条 例

知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十九号

知事の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第一条 令和四年七月一日から令和八年三月二十六日までの間(以下「特例期間」という。)に係る知事に対する給料月額の支給に当たっては、知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号。以下「知事等給与条例」という。)第一条第一号に定める給料月額から、当該給料月額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当の特例)

第二条 特例期間に係る知事に対する期末手当の支給に当たっては、知事等給与条例第三条第一項及び第二項の規定により算定した額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(退職手当の特例)

第三条 令和四年三月二十七日から令和八年三月二十六日までの間に係る知事に対する退職手当の支給に当たっては、特別職の職員の退職手当に関する条例(平成三年石川県条例第十一号)第三条第一項の規定により算定した額から、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第四条 前三条の規定により給料月額、期末手当及び退職手当の支給に当たって減することとされる額を算定する場合において、当該額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

(令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る給料月額の特例)

2 令和四年七月一日から同年八月三十一日までの間に係る知事に対する給料月額を支給に当たっては、第一条の規定により算定した額から、六十一万八千九百十三円を減する。

(令和四年十二月の期末手当の特例)

3 令和四年十二月の知事に対する期末手当の支給に当たっては、第二条の規定により算定した額から、二十七万五千六百八十一円を減する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「附記された事項」を「付記された事項(省令で定める事項を除く。)」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第七十三条第二項中「前項の規定によつて提出すべき申告書に」を「前項本文に規定する期限までに、」に、「添付し」を「知事に提出し」に改め、同条第三項中「知事は、」の下に「前項に規定するほか、」を、「対し」の下に「当該不動産の取得に係る事項(第一項各号に掲げる事項を除く。)について」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に掲げる事項について申告を求めることができる。

第七十三条の二第三項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改める。

第七十四条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十五条第九項中「第七十三条第一項」を「第七十三条第一項本文」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第七十六条第二項中「第七十三条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を「納期限までに」に改める。

第七十八条の三第二項中「よつて」を「より」に改める。

第八十九条第一項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第七条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第八条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した」を「受けた」に改め、「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第四十条及び第四十一条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第九条の二の四第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「第四十二条の規定による申告書」を「確定申告書（法附則第三十五条の二の六第一項に規定する確定申告書をいう。第四項において同じ。）」に、「市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第四項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同条第七項中「附則第十八条の五第九項から第十二項」を「附則第十八条の五第七項から第九項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十九条第一項第二号の改正規定及び附則第七条第三項の改正規定 令和五年一月一日

二 第四十四条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第八条の二第二項及び第九条の二の四第一項、第四項及び第七項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和六年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(次項において「六年新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 六年新条例附則第九条の二の四第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 この条例による改正後の第七十三条及び第七十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十一号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例（昭和六十一年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第三項の表の第二号」を「第十二条第四項の表の第二号」に、「第四十五条第二項の表の第二号」を「第四十五条第三項の表の第二号」に改める。

（過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（令和三年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第二条第一項中「第十二条第三項の表の第一号」を「第十二条第四項の表の第一号」に、「第四十五条第二項の表の第一号」を「第四十五条第三項の表の第一号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する中小連結法人については、第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

石川県核燃料税条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十二号

石川県核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四条第三項の規定により、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。
- 二 核燃料 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川県税条例(昭和三十九年石川県条例第二十二号)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
 - 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。
- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日
 - 二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第二項に規定する定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税期間)

第五条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで

- 二 七月一日から九月三十日まで
- 三 十月一日から十二月三十一日まで
- 四 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置（以下「廃止措置」という。）を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合（第三号に掲げる場合を除く。） 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで

二 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受けた日の属する課税期間の末日まで

三 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受け、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 原子力規制委員会の確認を受けた日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

（課税標準）

第六条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。第九条第一項において同じ。）の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号の熱出力（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた熱出力）とする。

4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（税率）

第七条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、三万四千九百円とする。

（徴収の方法）

第八条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第九条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第六条第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと知事が認める場合には、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金額を納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せて納付すべき延滞金額を当該更正又は決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

(課税地等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第三条第一号中

「固定資産税」とあるのは、「^{固定資産税}固定資産税
核燃料税」と、同条例第十条第二項第二号中「、事業所」とある

のは、「、事業所(核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地)」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う第四条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為にあつては、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行う発電用原子炉への挿入を除く。)について適用する。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、発電用原子炉の設置者がこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)前に行つた第四条第一項各号に掲げる行為に対して課した、又は課すべきであつた核燃料税については、この条例の規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十三号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例(平成六年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百元」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十四号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一非紹介患者等加算料の項中「五、〇九〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、五四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、五二〇円」を「二、〇九〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十五号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三款 環境影響評価に関する手続等」を
 第一目 方法書の作成等(第二百二条―第二百七条)」

「第三款 環境影響評価に関する手続等

第一目 方法書の作成前の手続(第二百一条の二―第二百一条の十一) に、

第一目の二 方法書の作成等(第二百二条―第二百七条) 」

「第二百二十条・第二百二十一条」を「第二百二十条―第二百二十一条」に、「第二百三十一条・第二百三十二条」を「第二百三十一条―第二百三十二条」に改める。

第九十九条第二号を次のように改める。

一 第一区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のおおのづかに該当する一の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。以下同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第三項に規定する第二種事業であつて同法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び同法第二条第四項に規定する対象事業(次号において「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。

第九十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二区分事業 別表第三に掲げる事業の種類のおおのづかに該当する一の事業であつて、第一区分事業に準ずる規模を有するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第二百一条の十の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの(法対象事業等を除く。)をいう。

四 対象事業 第一区分事業又は第二百一条の十第三項第一号の措置がとられた第二区分事業(同条第四項及び第二百二十条の二第二項において準用する第二百一条の十第三項第二号の措置がとられたものを除く。)をいう。

第三編第三章第二節第三款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目 方法書の作成前の手続

(計画段階配慮事項についての検討)

第二百一条の二 第一区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一区分事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第二百一条の三 第一区分事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を

作成しなければならない。

- 一 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一区分事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一区分事業を実施しようとする場合は、当該第一区分事業を実施しようとする者は、これらの第一区分事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第二百一条の四 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

2 前項の規則は、同項に規定する地域が第一区分事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項について定めるものとする。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第二百一条の五 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、配慮書及び要約書（第二百一条の七第一項、第二百三十二条第一項第二号及び第二百三十五条においてこれらを「配慮書等」という。）を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出）

第二百一条の六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、第一区分事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（配慮書についての知事等の意見）

第二百一条の七 知事は、配慮書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一区分事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第二百一条の四第一項に規定

する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町長の意見を勘案するものとする。

4 第一項の場合において、知事は、配慮書について審議会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第二百一条の四第一項に規定する市町長に送付するものとする。

(第一区分事業の廃止等)

第二百一条の八 第一区分事業を実施しようとする者は、第二百一条の五の規定による公告を行ってから第二百四条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第二百一条の四第一項に規定する市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第一区分事業を実施しないこととしたとき。

二 第二百一条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一区分事業又は第二区分事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一区分事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一区分事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一区分事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一区分事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二区分事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第二百一条の九 第二区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ)は、第二区分事業に係る計画の立案の段階において、第二百一条の二の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした第二区分事業を実施しようとする者については、第一区分事業を実施しようとする者とみなし、第二百一条の二から前条までの規定を適用する。

(第二区分事業に係る判定)

第二百一条の十 第二区分事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる

事項を知事に書面により届け出なければならない。

- 一 第二区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 第二区分事業の種類及び規模
 - 三 第二区分事業が実施されるべき区域その他第二区分事業の概要
- 2 知事は、前項の規定による届出（以下この条及び第二百二十条の二第一項において「届出」という。）に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上を期間を指定してこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときは、これを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二区分事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。
- 一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。
 - 二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の市町長に通知すること。
- 4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二区分事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二区分事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前三項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二区分事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二区分事業を実施してはならない。
- 6 第二区分事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第六項の規定による通知に係る第二区分事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

（環境影響評価法の第二種事業に関する特例）

第二百一条の十一 環境影響評価法第四条第三項第二号の措置がとられた第二種事業（同法第二条

第三項に規定する「第二種事業」をいう。)のうち、同法第三条の十第二項の規定により適用される同法第三条の二から第三条の九までに規定する検討その他の手続が行われたものについては、第二百一条の二から第二百一条の八までに規定する検討その他の手続が行われたものとみなす。

- 2 前項の場合において、環境影響評価法第三条の三の規定による計画段階環境配慮書は第二百一条の三の規定による配慮書と、同法第三条の七第一項の規定による関係する行政機関(知事に限る。)及び一般の意見は第二百一条の七第一項の規定による知事及び第二百一条の六第一項の規定による意見を有する者の意見とみなす。

第二百二条第一項中「事業者は、」の下に「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第二百一条の七第一項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第二百一条の六第一項の意見が述べられたときはこれに配慮して、第一区分事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、」を、「次に掲げる事項」の下に「(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第七号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改め、同項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 第二百一条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第二百一条の六第一項の意見の概要

六 第二百一条の七第一項の知事の意見

七 前三号の意見についての事業者の見解

第二百八条中「第二百二条第一項第四号」を「第二百二条第一項第八号」に改める。

第二百十九条中「公衆の」を削る。

第二百二十条の次に次の一条を加える。

(事業内容の修正の場合の第二区分事業に係る判定)

第二百二十条の二 事業者は、第二百四条の規定による公告を行ってから第二百十九条の規定による公告を行うまでの間に第二百二条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二区分事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第二百一条の十第一項の規定の例により届出をすることができる。

- 2 第二百一条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行つたものを除く。)」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第二百一条の十第三項第二号に規定する措置がとられたときは、第二百三条第一項に規定する市町長又は関係市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第二百二十一条第一項第二号中「対象事業に」を「第一区分事業又は第二区分事業のいずれに

も」に改める。

第二百二十九条の見出し中「対象事業」を「第一区分事業等」に改め、同条中「対象事業が」を「第一区分事業、第二区分事業又は対象事業（以下この条、次条、第二百三十五条及び第二百三十六条において「第一区分事業等」という。）が」に、「対象事業又は対象事業」を「第一区分事業等又は第一区分事業等」に、「対象事業については、」を「第一区分事業等については、第二百一条の二から第二百一条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続、第二百一条の十の規定により行うべき届出その他の手続及び」に改め、「事業者が」を削り、「対象事業に係る事業者」を「第一区分事業等に係る第一区分事業若しくは第二区分事業を実施しようとする者又は事業者（次条、第二百三十三条、第二百三十五条及び第二百三十七条において「事業を実施しようとする者等」という。）」に改め、「おいて」の下に「、第二百一条の三第二項、第二百一条の八第一項第三号及び第二項」を加える。

第二百三十条の見出し中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同条中「対象事業」を「第一区分事業等」に、「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討その他の手続、届出その他の手続及び環境影響評価」に改める。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

第二百三十一条の二 知事は、環境影響評価法第三条の七第一項の規定により意見を述べる場合において、審議会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

第二百三十三条第一項中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改め、同項第二号中「方法書等」を「配慮書等、方法書等」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百一条の十第五項の規定に違反して第二区分事業を実施したとき。

第二百三十三条第三項中「事業者又は」を「事業を実施しようとする者等又は」に改める。

第二百三十五条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に、「方法書等」を「配慮書等、方法書等」に、「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

第二百三十六条（見出しを含む。）中「対象事業」を「第一区分事業等」に改める。

第二百三十七条中「事業者」を「事業を実施しようとする者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二百四条の規定による公告が行われた事業、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項の規定による届出が行われた事業及び環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十三号）附則第三条

第一項又は第四条第一項の規定による届出が行われた事業（施行日以後にその内容を変更せず、又は事業の規模を縮小して実施されるものに限る。）に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

